

令和8年度

満3歳の児童の保護者様

(令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれで本入園する児童)

幼児教育の無償化について

入園料・保育料

月額2万5,700円まで無償

* 給食費や通園費等は負担となります

- ・ 満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・ 入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

(算定のイメージ)

入園料 ※1	保育料	無償化対象	実質負担額
1万円	1万4,000円	2万4,000円	0円
-	3万円	2万5,700円	4,300円

※ 入園料は入園初年度に限り無償化の対象。
入園料を年間在籍月数で割った額を月額とし無償化の対象とする。

例) 4月入園 入園料12万円の場合
12万円÷12月=1万円が無償化の対象

預かり保育

月額1万6,300円まで無償

- ・ 共働き世帯の子供など保育の必要な満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供で、**市民税非課税世帯のみが対象。**
- ・ 利用日数に応じて月額の上限額は変動。(450円×利用日数)

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象。

無償化の対象となるには、認定申請書の提出が必要です。

認定申請書に必要事項を記入の上、必要書類とともに幼稚園の指定する期日までに、幼稚園にご提出ください。

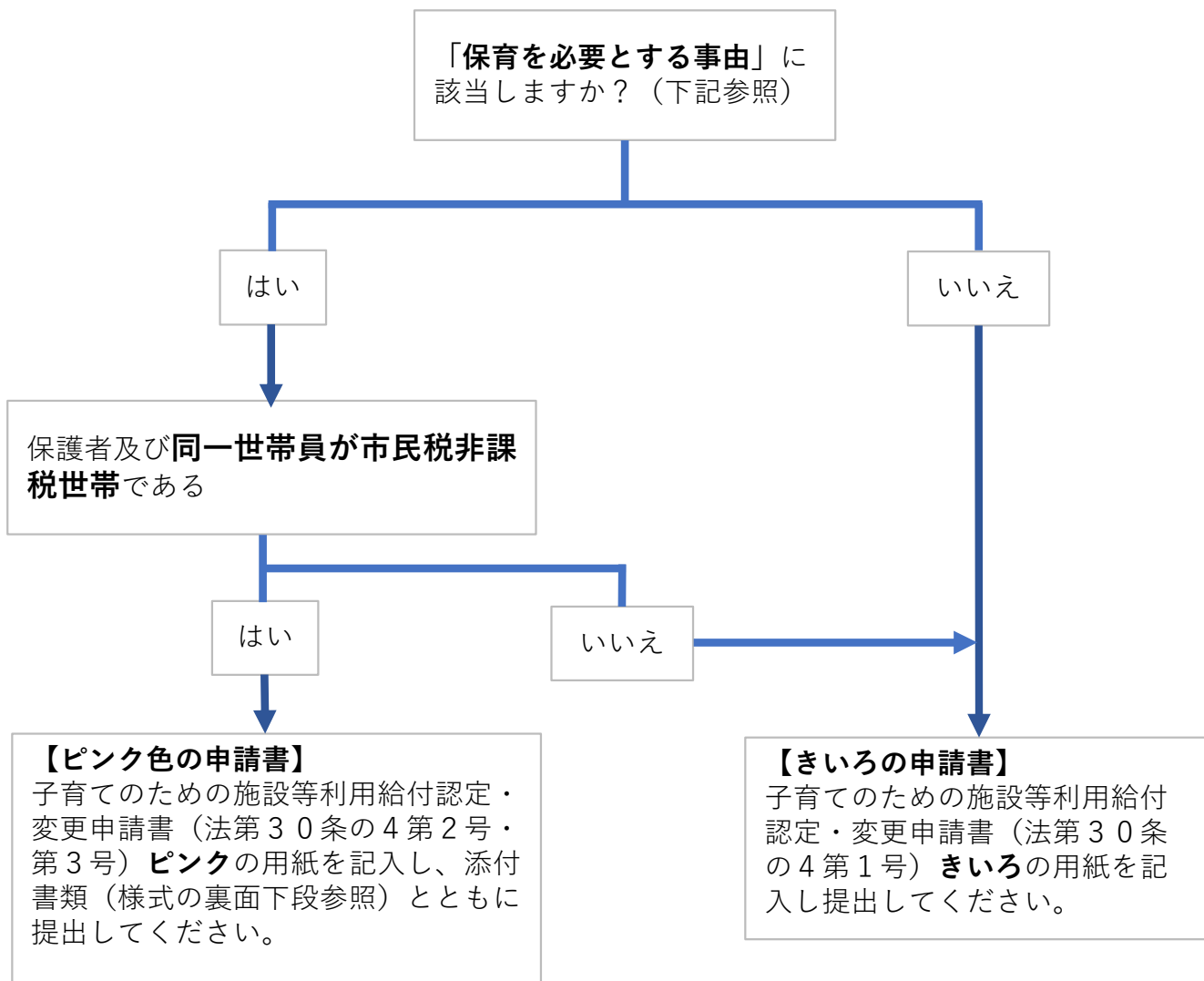
* 裏面もご確認ください

(問合せ先)

北本市こども健康部保育課保育担当

TEL: 048-591-1111 (代)

無償化のための手続きについて



保育を必要とする事由（本入園日時点）

（保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です）

- 就労・雇用（パートタイム、夜間、居宅内の労働なども含む）
 - *原則として金銭収入が発生する就労
 - *月64時間以上（休憩時間含む）の勤務
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害等
- 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- その他、上記に類する状態として市が認める場合